

秦野市猛暑日を考慮した工期延長の試行に関する要領

(目的)

- 1 本要領は、秦野市が発注する工事において、猛暑による作業不能日を考慮した工期延長を適切に実施し、労働者の安全確保・健康管理の徹底を図ることを目的としたものである。

(対象工事)

- 2 秦野市が発注する全ての屋外工事を対象とする。なお、主たる工種が屋内作業の場合であっても、空調設備がなく屋内環境が屋外と同等と認められる場合は、受発注者間における協議により対象とすることができるものとする。

※工場製作工（空調設備が整った環境での作業）のみの工事は対象外とする。

(用語の定義)

- 3 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

(1) 猛暑日

暑さ指数（WBGT）が31を超える日のことをいう。

(2) WBGT

気温・湿度・輻射熱を総合的に評価し、熱中症リスクを示す指標のことをいう。

(3) 猛暑日相当日数

環境省が公表している観測地点において、土日祝日を除く8時～17時にWBGT値が31以上となる時間の合計を8で除したもの（小数点以下第一位を四捨五入）をいう。

(実施方法)

- 4 猛暑日により現場作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は猛暑日の状況及び現場の休止状況が分かる資料を添付の上、工期延長の協議・請求ができるものとする。工期延長の実施は、次の各号に定める通り行うものとする。

- (1) 受注者は、本要領による工期延長の請求を予定している場合は9月末時点における猛暑日日数の実績を10月中に発注者へ提出しなければならない(様式 暑-1)。ただし、10月末日以前に工期末を迎える工事については、工期末の20日前までに発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、提出された猛暑日日数の実績の妥当性について猛暑日相当日数を参考に確認し、工期延長を可能とする日数について受注者に通知しなければならない(様式 暑-2)。この通知した日数分について工期を延長できるものとする。
- (3) 猛暑日日数の実績は、熱中症予防の観点から現場のWBGT値を実測により把握することを基本とするが、環境省が公表している観測地点のWBGT値を基に算出してもよいものとする。日数の算出方法は、8時~17時の作業時間中においてWBGT値が31以上となる時間の合計を8で除したもの(小数点以下第一位を四捨五入)とする。
- (4) 工期延長の事務手続きについては、受注者から工期延長願の提出は求めないこととし、発注者側から工期の延長の手続きを行うこととする。
- (5) 社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事等、工期の延長が困難であると判断される場合は、対応について受発注者での協議を行うものとする。

(その他)

- 5 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。
- 6 この要領は契約日にかかわらず、施行日以降に現場作業が発生する工事に対応するものとする。

附則

この要領は、令和7年8月29日から施行する。

猛暑日に伴う現場休止報告書

年 月 日

(宛先)

秦野市長

(受注者)

住所

氏名

工事等の名称	
工事等の場所	秦野市 地内
契約工期	年 月 日から 年 月 日
猛暑日日数	
作業休止日数	
○添付資料 <input type="checkbox"/> 実施工程表 (令和7年 月～ 月) <input type="checkbox"/> 工事日報 <input type="checkbox"/> W B G T測定値 <input type="checkbox"/> 状況写真 <input type="checkbox"/> その他 . . .	

工期延長可能日通知書

年 月 日

(受注者)

株式会社〇〇建設

代表取締役 様

秦野市長 高橋 昌和

(公印・契印省略)

工事等の名称	
工事等の場所	秦野市 地内
契約工期	年 月 日から 年 月 日
工期延長可能日数	
変更契約工期 (猛暑日分)	年 月 日から 年 月 日
備考	

工期延長については、変更契約時に行います。